

第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

計画に定める量の見込みと実績値とが大きく乖離している場合などに、適切な基盤整備や事業を実施するため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行う。

見直しについては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)」を参考に行う。

1. 計画期間と見直しの経緯

第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画 P 5

本計画は、第一期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度
第一期 子ども・子育て 支援事業計画		第二期子ども・子育て支援事業計画					第三期 子ども・子育て 支援事業計画	
計画実行・ 進捗管理	次計画 策定準備	計画実行・進捗管理				次計画 策定準備	計画実行・ 進捗管理	次計画 策定準備

【令和3年3月見直し】

- 幼、保、認定こども園、地域型保育について、量の見込み、確保方策の見直し。
- 放課後児童クラブの閉所・新規開所に伴う確保量を実態に応じて修正。

【令和4年度 中間見直し(予定)】

- ※見込量が当初の見込量と大きく乖離している事業について、適切な整備を行うため、中間年を目安として計画の見直しを行います。

2. 中間見直しの方針

(1) 基本的な進め方(手順)

- ①実態値の把握
- ②「実績値」と「量の見込み」との比較
- ③要因分析
- ④「量の見込み」の補正
- ⑤提供体制の確保の内容の変更

(2) スケジュールイメージ

【春から秋】教育・保育の確保策等の見直し作業

【秋から冬】子ども・子育て支援事業計画の改定作業

【年度末】計画の見直し作業終了

(3) 本市での作業工程

本日を含め全3回の全体会にて、計画の中間見直しについて議論してはどうか。

8月1日	第1回会議	①実態値の把握、②「実績値」と「量の見込み」との比較
10月頃	第2回会議	③要因分析、④「量の見込み」の補正、 ⑤提供体制の確保の内容の変更
2月頃	第3回会議	①～⑤の確認 中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の確定

※その他、専門部会を適宜開催予定。

(4) 部会の設置について

「実績値」と「量の見込み」との比較の結果、大きく乖離が生じる可能性がある分野について、部会を設け、要因分析、「量の見込み」の補正及び提供体制の確保の内容の変更等について、検討する。